

平成23年10月 7 日
事 務 連 絡
(一 部 改 正)
平成26年 2 月 4 日
令和元年11月 1 日
令和 2 年12月23日
令和 4 年 8 月18日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right]$ 住宅担当部局
福祉担当部局

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
国土交通省住宅局安心居住推進課

登録申請書の添付書類等の参考とする様式について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が登録申請に当たり申請書に記載する事項に係る留意点及び登録申請書に添付する書類等の参考とする様式について、以下のとおり作成したので、貴職におかれては、登録申請の受付や登録事業者に対する指導等に際して、適宜活用されたい。

記

- 1 法第6条の申請書に記載する事項に係る留意点については、別紙1を参考とすること。
- 2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第7条第2号の「サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類」については、別紙2①又は別紙2②を参考とすること。
- 3 法第17条の規定に基づき、登録事業者が、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項等を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により説明する際には、別紙3を参考とすること。
- 4 登録申請受付時に、入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するに当たって参考とするチェックリスト（別紙4）を作成したので、適宜活用すること。

別紙 1

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書に記載する事項に係る留意点

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号）の「別記様式第一号」（以下「申請様式」という。）に記載する事項に係る留意すべき点は次のとおりとする。

なお、登録申請を行う段階において、サービス付き高齢者向け住宅事業を開始した際の想定に基づき記載した項目について、事業の開始後における実態と乖離が生じた場合は、該当する項目について、事業の開始後の実態に即して適切な内容を記載するとともに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 9 条に基づき必要な変更の届出を行う必要があることを付言する。

第 1 申請様式の別紙に記載する事項に係る留意点

1. 「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」に係る事項

「住宅に関する権原」、「施設に関する権原」及び「敷地に関する権原」の項中「期間」については、その権原が、賃借権にあっては定期借地（借家）契約に基づくものである場合、使用貸借による権利にあっては契約による期間の定めのあるものである場合に限り、記載するものとする。

また、「敷地に関する権原」について、所在地が所有権を有する敷地と賃借権を有する敷地であるなど、複数の権原の種類に跨る場合は、大部分を占める権原を記載するものとする。

2. 「4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」に係る事項

- (1) 「居住部分の規模」の項については、壁芯により算定した数値を記載するものとする（申請様式の別添 3 の「専用部分の床面積（㎡）」欄についても同様とする。）。
- (2) 「階数」の項については、地階がある場合、「地上○階、地下○階建」と記載するものとする。
- (3) 「竣工の年月」の項については、登録を行おうとする住宅が当初建築された時期を記載するものとする。

3. 「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」に係る事項

- (1) 「高齢者生活支援サービス」の項の「提供の対価（概算・月額）」の欄については、回数や時間などに応じた料金設定の場合は、30 日間の利用を想定した平均的な額を記載するものとする。また、記載しようとする額が消費税の課税対象である場合は、消費税を含めた総額を記載するものとするが、登録後に消費税率が引き上げられたときは、それに起因する提供の対価の変更について登録事項の変更の届出

を行う必要はない。なお、入居検討する者への的確な情報提供の観点から、他の変更事由により登録事項の変更の届出を行う機会に併せて提供の対価の金額の変更を行うなどできるだけ速やかな変更を行うことが望ましい。

- (2) 同項の「提供形態」の欄については、当該サービスのうち、一部を自ら提供し、残りを委託により提供する場合（以下「併用提供する場合」という。）は、「自ら」及び「委託」の双方にチェックを付すこととする。
- (3) 「共益費の概算額」の項については、高齢者生活支援サービス提供のために必要となる人件費は当該額に含めて記載しないこととする。

4. 「12. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨」に係る事項

申請した内容が法第3条第1項の規定に基づく基本方針（法第4条第1項又は第4条の2第1項の規定に基づく高齢者居住安定確保計画が定められている場合は、当該計画を含む。）に沿ったものであることを誓約する旨を記載するものとする。

第2 申請様式の別添3に記載する事項に係る留意点

「月額家賃（概算額）」の欄については、同一のタイプ内において家賃の額に幅がある場合は、平均値、最頻値などにより概算額を記載するものとする。

第3 申請様式の別添4に記載する事項に係る留意点

1. 別添4の1に係る事項

「提供形態」の項については、当該サービスを併用提供する場合にあっては、「サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する」及び「委託する」の双方にチェックを付すとともに、「備考」の項に自ら提供するサービスの範囲及び委託により提供するサービスの範囲を簡潔に記載するものとする。

2. 別添4の1から6までに記載する事項に係る共通の事項

「サービス提供の対価（概算・月額）」の欄については、回数や時間などに応じた料金設定の場合は、30日間の利用を想定した平均的な額を記載するとともに、備考の項に提供するサービスの単価、想定した利用時間・回数等を記載するものとする。

以上

加齢対応構造等のチェックリスト

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

☐ 新築☒ 改修

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。

☐ のある欄は、該当するものを
☒ に置き換えてください

☐ を ☒ に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

2. バリアフリー基準への対応状況

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第8号に規定する基準】			
二 床は、原則として段差のない構造のものであること。	☐ 適合 ☐ 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅 主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの1(2)記載参照	
三 出入口の幅 主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの1(2)記載参照	
浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	☐ 適合 ☐ 非適合		
四 浴室 浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、百二十センチメートル以上)	☐ 一戸建て ☐ 一戸建て以外 ☐ 適合 → ☐ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 cm	
面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)	☐ 一戸建て ☐ 一戸建て以外 ☐ 適合 → ☐ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 m ²	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。 T≥19.5(T:踏面の寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの1(3)記載参照	
R÷T≤22÷21(R:けあげの寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合		
55≤T+2R≤65	☐ 適合 ☐ 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。 T≥24(T:踏面の寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの2(2)記載参照	
55≤T+2R≤65(R:けあげの寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合		
七 以下には手すりを設けること 便所	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの1(4)記載参照	
浴室	☐ 適合 ☐ 非適合		
住戸内の階段	☐ 適合 ☐ 非適合		
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準】				
1 住宅の専用部分に係る基準				
(1) 段 差 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。))にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。	☐ 基準範囲内で適合 → ☐ 基準範囲を超え非適合 →	☐ ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない ☐ ①～⑥該当なし ☐ ①～⑥該当があるが下記のとおり適合 ☐ ①～⑥該当あり下記のとおり非適合	
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	☐ 該当部位なし ☐ 段差があるが左欄許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
	② 玄関の上がりかまちの段差	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり		
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。	☐ 該当部位なし	段差部位の面積 m ²	
	b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満であること。	☐ 該当あり 左欄a～e許容範囲内 →	(居室全体の面積) m ²	
	c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。	☐ 該当あり 左欄a～e範囲を超える →	段差部位長辺の長さ mm	
	d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。		段差部位がその他より ☐ 高い ☐ 低い	
	e その他の部分の床より高い位置にあること。			
⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	☐ 該当部位なし ☐ 段差があるが左欄許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ☐ 単純段差 段差の高さ mm ☐ 手すり設置 浴室内外の高低差 mm の場合 またぎ高さ mm		
⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるもの)に限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。	☐ 該当部位なし ☐ 段差なし ☐ 段差があるが左欄a～c許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄a～c範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 ☐ 単純段差 ☐ またぎ段差 手すり設置 ☐ 設置済み ☐ 設置可能 ☐ なし 踏み段有無 ☐ なし ☐ 1段 ☐ 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm		
a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの				
b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの				
c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの				
ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。				
① 玄関の出入口の段差		☐ ①～⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし		
② 玄関の上がりかまちの段差	☐ 基準範囲内で適合 →			
③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差	☐ 基準範囲を超え非適合 →			
④ バルコニーの出入口の段差		☐ ①～⑥該当なし		
⑤ 浴室の出入口の段差		☐ ①～⑥該当があるが許容範囲内		
⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差		☐ ①～⑥該当あり許容範囲を超え非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(2) 通路及び出入口の幅員	イ 日常生活空間内の通路の有効幅員が780mm(柱等の箇所にあつては750mm)以上であること。	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm	
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあつては600mm)以上であること。	☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 mm 浴室出入口の有効幅員 mm	
※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあつては、この限りではない	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段があるがホームエレベータも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 /	
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあつては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm 蹴込みの寸法 mm ☐ 回り階段ではない ☐ 以下に該当しない回り階段 ☐ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段	
(3) 階 段	イ 手すり、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
※専用住戸内部	(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準		
	階段	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段があるがホームエレベータも設置 ☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	便所	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	浴室	☐ 住戸内に浴室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	玄関	☐ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	脱衣所	☐ 住戸内に脱衣室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	ロ 転落防止のための手すり、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
(4) 手すり	(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準		
※専用住戸内部	バルコニー	☐ 該当部位なし → ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	☐ 住戸内にバルコニーなし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
	2階以上の窓	☐ 該当部位なし → ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	☐ 住戸内に窓なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ mm 手すりの窓台等からの高さ mm 2F：手すりの床面からの高さ mm 3F以上：手すりの床面からの高さ mm	
	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。			
	②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。			
	③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。			
	①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm(3階以上の窓にあつては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。			
	②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。			
	③窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。			

住宅の規模、構造及び設備に関する基準				対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(4) 手すり ※専用住戸内部		廊下及び階段（開放されている側に限る）	☐ ① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面（階段にあつては踏面の先端）から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ☐ ② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	☐ 該当部位なし → ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	☐ 住戸内に開放廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
		ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあつては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	該当する手すり子の間隔 mm	
	(5) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。 ※専用住戸内部		☐ 住戸内に階の別はなく該当しない ☐ 階の別はあるが同一階にあり、適合 ☐ 同一階になく非適合		
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。		☐ 適合 → ☐ 非適合	☐ 腰掛け式便器を使用		
	① 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。		☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたまない非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法 mm		
	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。		☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたまない非適合 →	便器と壁の距離 mm		
	ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。		☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたまない非適合 →	寝室の面積（内法寸法） m ²		
2 住宅の共用部分に係る基準						
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当する共用廊下なし（長屋形式等） ☐ 適合 ☐ 非適合			
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。		☐ 該当しない ☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合			
	ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合	☐ 共用廊下がない ☐ 共用廊下に高低差がない		
	① 勾配が1/12以下（高低差が80mm以下の場合にあつては1/8以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。		☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたまない非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路のみで対応 ☐ 傾斜路と段の併設で対応（②に記述） 設けた傾斜路勾配 1 /		
	② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
	※(2)イ①から④	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして①②適合 → ☐ 左欄をみたまない①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm		
		② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm		
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	☐ 該当しない	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり		
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 左欄をみたして③④適合 → ☐ 左欄をみたまない③④非適合 →	手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm		
	ハ 手すりが共用廊下（次の①及び②に掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。		☐ 該当しない ☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの床面からの高さ mm		
	① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すり設けることのできない部分		☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		
	② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分		☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当部位なし →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ☐ 開放された共用廊下なし ☐ 存在するが1階のため適用外	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。			
(2) 主たる共用の階段	次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当する共用階段なし(平屋建て等) ☐ 全適合 ☐ 部分適合 ☐ 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	☐ ①～④に適合 ☐ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして①②適合 → ☐ 左欄をみたまさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※ (けあげ) x 2 + (踏面) = mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして③④適合 →	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり	
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 左欄をみたまさず③④非適合 →	手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。	☐ 該当部位なし →	☐ 開放された廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下	
① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm		
② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。				
(3) エレベーター	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、 住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、 エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	☐ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階(左の基準①) ☐ 左2～3行目をみまして適合 → ☐ 非適合 ☐ 該当部位なし(2)EV使わず出入口(左の基準②) ☐ イ～ハをみたま経路あり適合 ☐ 非適合	←以下及びイ～ハ記入なしで可 ☐ エレベータで出入口階に到達 ☐ 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ～ハ記入なしで可	
	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当部位なし(エレベータ非設置等) ☐ 適合 ☐ 非適合		
	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	エレベーター出入口の有効幅員 mm	
	② エレベーターホールに一边を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	確保できる正方形の一边の長さ mm	
	ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。	☐ 該当しない ☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当しない→ ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合	☐ エレベータ設備がない ☐ 高低差がない		
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたまず非適合 → ☐ 左欄をみたして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路と段の併設で対応（③に記述） ☐ 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 / mm 設けた傾斜路有効幅員 mm		
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 該当しない ☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの床面からの高さ mm		
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	設けた傾斜路有効幅員 mm 設けた段の有効幅員 mm		
	※ (2)イ ①から④	① 路面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と路面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして①②適合 → ☐ 左欄をみたまず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 路面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(路面)= mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm		
③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして③④適合 → ☐ 左欄をみたまず③④非適合 →	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの路面からの高さ mm			
④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、路面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。					

本書類の作成者	氏 名			作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくとも差し支えありません。 建築士資格の種類と登録番号を明記してください 建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください
	資 格	建築士免許の種類	登録番号	
		建築士事務所の名称	登録番号	
	所 属 事務所	住所		
電話				

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
☐ 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

加齢対応構造等のチェックリスト

【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から5号に規定する基準】

1. 新築又は改修の別

☐ 新築

☐ 改修

※既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。))により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、別紙2①に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと登録主体が認める場合に限り適用されます。

2. バリアフリー基準への対応状況

☐のある欄は、該当するものを
☐に置き換えてください

☐を☐に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
A【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から4号に規定する基準】				
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	☐ 適合	☐ 非適合	B(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準)の1(1)、2(1)記載参照	
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの1(2)記載参照	
$T \geq 19.5$ (T:踏面の寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
$R \div T \leq 22 \div 21$ (R:けあげの寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
$55 \leq T + 2R \leq 65$	☐ 適合	☐ 非適合		
三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの2(2)記載参照	
$T \geq 24$ (T:踏面の寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
$55 \leq T + 2R \leq 65$ (R:けあげの寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。			Bの1(3)記載参照	
便所	☐ 適合	☐ 非適合		
浴室	☐ 適合	☐ 非適合		
居住部分内の階段	☐ 適合	☐ 非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
B【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準】					
1 住宅の専用部分に係る基準					
(1) 段 差 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	☐ 全ての床に5mm超の段差なく適合 ☐ ①～⑥以外に5mm超の段差なく適合 ☐ ①～⑥以外にも5mm超の段差あり非適合	☐ ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない ☐ ①～⑥該当なし ☐ ①～⑥の該当部あり		
	① 玄関の出入口の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	② 玄関の上がりかまちの段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	④ バルコニーの出入口の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	⑤ 浴室の出入口の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
(2) 階 段 ※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベータも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 /		
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。	☐ 階段があり左欄をみたして適合 →	けあげの寸法 mm		
	ロ 蹴込みが30mm以下であること。	☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	踏面の寸法 mm		
	ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。		※(けあげ)x2+(踏面)= mm		
	① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		蹴込みの寸法 mm		
	② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		☐ 回り階段ではない ☐ 以下に該当しない回り階段 ☐ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段		
	③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分				
(3) 手すり ※専用住戸内部	イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない			
	空間	手すりの設置の基準			
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベータも設置 ☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられていること。	☐ 住戸内に浴室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	☐ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	☐ 住戸内に脱衣室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(3) 手すり ※専用住戸内部	ロ 転落防止のための手すりか、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置されている手すりについては、この限りでない。	☐ 該当部位なし	☐ 住戸内に開放された廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
	空間 手すりの設置の基準 ① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm		
(4) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。 ※専用住戸内部	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない → ☐ 住戸内に階の区別はなく該当しない ☐ 階の別あるが同一階 ☐ 同一階になく非適合	該当する手すり子の間隔 mm		
2 住宅の共用部分に係る基準					
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) ☐ 適合 ☐ 非適合			
	イ 共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。				
	① 次のいずれかに該当すること。				
	a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	☐ 該当しない ☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合			
	b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当しない ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合	☐ 共用廊下がない ☐ 共用廊下に高低差がない		
	i 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては、1/8以下)の傾斜路が設けられている又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路のみで対応 ☐ 傾斜路と段の併設で対応 (ii に記述) 設けた傾斜路勾配 1 / 		
	ii 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イに掲げる基準※に適合していること。	☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
	※(2)イ①から④	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして①②適合 → ☐ 左欄をみたさず①②非適合 → ☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして③④適合 → ☐ 左欄をみたさず③④非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= 蹴込みの寸法 mm 最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側	
	② 手すりが共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。	☐ 該当しない ☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側		
	a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		
b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：			

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(1) 共用廊下	□ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当部位なし →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 □ 開放された共用廊下なし □ 存在するが1階のため適用外		
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → □ 該当部位あり 左欄をみたさない →	腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ 該当する手すり子の間隔		
(2) 主たる共用の階段	次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等) □ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合			
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。	□ 該当しない □ 適合 □ 非適合	□ ①～④に適合 □ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合		
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	□ 該当しない □ 左欄をみたして①②適合 → □ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 踏面の寸法 ※(けあげ)x2+(踏面)= 蹴込みの寸法		
	② 蹴込みが30mm以下であること。				
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 該当しない □ 左欄をみたして③④適合 →	最上段食い込み 最下段突出部分	□ なし □ あり □ なし □ あり	
	④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置	□ 片側 □ 両側	
	□ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その高さが1m以下の階段の部分については、この限りでない。	□ 該当部位なし	□ 開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下		
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → □ 該当部位あり 左欄をみたさない →	腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの踏面先端からの高さ 該当する手すり子の間隔		
本書類の作成者	氏 名		作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。		
	資 格	建築士免許の種類	登録番号	建築士資格の種類と登録番号を明記してください	
	所 属 事務所	建築士事務所の名称	登録番号	建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください	
		住所			
	電話				

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
□ 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

登録事項等についての説明

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について説明します。

住宅の名称	(ふりがな)
所在地	(住居表示)
利用交通手段	☐ 1.電車(線 駅から で 分) ☐ 2.その他()
住宅に関する 権原	☐ 1.所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 年 月 日から 年 月 日まで
施設に関する 権原	☐ 1.所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 年 月 日から 年 月 日まで
敷地に関する 権原	☐ 1.所有権 ☐ 2. 地上権 ☐ 3. 賃借権 ☐ 4. 使用貸借による権利 期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☐ 法人 ☐ 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) 	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所 在地)	(郵便番号) 電話番号	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 	
	商号、名称、又は氏名	
	住所(法人 にあって は主たる 事務所の 所在地)	(郵便番号) 電話番号
	法人の役員	別添 2 のとおり

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)
事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	戸
居住部分の規模	(最小)	m ²
	(最大)	m ²
構造及び設備	共同利用設備 ☐ あり ☐ なし	詳細については、別添 3 のとおり
	構 造	
竣工の年月	年 月 日	
加齢対応構造等	☐ 登録基準に適合している	
	☐ エレベーターを備えている	
	☐ 緊急通報装置を備えている	

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	☐ 賃貸借契約 ☐ その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)	詳細については、 別添 4 のとおり	
高齢者生活支援サービス	状況把握 生活相談	☐ 自ら ☐ 委託		約 円
	食事の提供	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	入浴等の介護	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	調理等の家事	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	健康の維持増進	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
その他	☐ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない	約 円		
家賃の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり		
共益費の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円			
敷金の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円	家賃の 月分		
水道光熱費の支払方法				
前払金※の有無	☐ あり ☐ なし			
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円			
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃			
	サービス提供の対価			
返還額の算定方法				
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで			
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)			
前払金の保全措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☐ 信託会社等による元本補てん又は信託 ☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他()			
特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている			
	☐ 指定を受けていない			
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている			
	☐ 指定を受けていない			
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている			
	☐ 指定を受けていない			
介護サービス情報	(特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所若しくは介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合には、別紙により、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報を示す。)			

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	☐ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
	電話番号	
修繕計画		
計画策定の 有無	☐ あり ☐ なし	
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定		
登録の更新の 申請の日前一 年間における 入居者の数及 び退去者の数	入居者の数	人
	退去者の数	人

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力の内容	

10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
-----------------------	--

※保健医療サービスを提供する場合に限り記入すること。

11. 運営方針
別添5のとおり

12. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

--

上記につきまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づく書面による説明を受けました。

○年○月○日
借主(乙) 住所
氏名 ○ ○ ○ ○

役 員 名 簿

[illegible]

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

[illegible]

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
浴室					
台所					
食堂					
居間					
収納設備					

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

[illegible]

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
食事提供を行う場所		☐ 食堂 ☐ 各居住部分 ☐ その他()			
提供方法	提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()			
	内容	☐ 3食 ☐ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない()			
	調理等	☐ 厨房で調理 ☐ 配食サービスを利用 ☐ その他()			
	入居者の健康状態に合わせた食事対応		☐ 応相談 ☐ 対応なし		
	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応		☐ 応相談 ☐ 対応なし		
サービス提供の対価(概算額)	月額※	約 円	内訳	朝食 円 昼食 円 夕食 円	
	前払金	約 円	前払金の算定方法		
備考					

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 入浴介護 ☐ 排せつ介護 ☐ 食事介護	
			☐ その他 ()	
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法	
	前払金	約 円		
備考				

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 調理 ☐ 洗濯 ☐ 掃除	
			☐ その他 ()	
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法	
	前払金	約 円		
備考				

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 健康相談 ☐ 血圧等の測定 ☐ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い	
			☐ その他 ()	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 円		
備考				

6. その他のサービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他()	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 円		
備考				

運営方針

項目	該当
重要事項を記載した書面のひな形を公開する	☐ はい ☐ いいえ
入居及び退去の条件を書面に記載する	☐ はい ☐ いいえ
入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	☐ はい ☐ いいえ
入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	☐ はい ☐ いいえ
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	☐ はい ☐ いいえ
入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	☐ はい ☐ いいえ
入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	☐ はい ☐ いいえ
入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	☐ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	☐ はい ☐ いいえ
入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	☐ はい ☐ いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	☐ はい ☐ いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	☐ はい ☐ いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	☐ はい ☐ いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	☐ はい ☐ いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	☐ はい ☐ いいえ
入居者間の交流の促進を図る	☐ はい ☐ いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	☐ はい ☐ いいえ

入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	☐ はい ☐ いいえ
基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	☐ はい ☐ いいえ
職員の教育及び研修に関する計画を策定する	☐ はい ☐ いいえ
職員に対して、認知症に関する研修を行う	☐ はい ☐ いいえ
職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	☐ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	☐ はい ☐ いいえ

サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト

チェック内容	根拠規定	チェック欄
(1)書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第二項及び第五十四条第二号において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)によるものであること	法第7条第1項第6号イ	
(2)居住の用に供する専用部分が明示されていること (※単に建物全体を示すのではなく、具体の部屋番号が記載されているなど特定されていること)	法第7条第1項第6号ロ	
(3)①敷金、②家賃、③高齢者生活支援サービスの提供の対価、④家賃等(②及び③)の前払金以外の金銭(権利金等)を受領しないこと (※①～④が明確に分けられていること)	法第7条第1項第6号ハ	
(4)家賃等の前払金を受領する場合には、その算定の基礎が明示されていること	法第7条第1項第6号ニ	
(5)家賃等の前払金を受領する場合には、家賃等の前払金について事業者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示されていること	法第7条第1項第6号ニ	
(6)入居者の入居後、3月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、家賃等の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じた額を除き、家賃等の前払金を返還すること。 入居者の入居後、3月が経過し、想定居住期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了の日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の額を、家賃等の前払金の額から控除した額を除き、家賃等の前払金を返還すること。	・法第7条第1項第6号ホ ・規則第12条	
(7)入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化を理由として、当該理由が生じた後の入居者の合意が無く、一方的に居住部分を変更し、又は契約を解約することができないこと	・法第7条第1項第6号ヘ ・規則第13条	
(8)住宅の整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないこと	法第7条第1項第7号	
(9)家賃等の前払金について、事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、必要な保全措置が講じられていること	・法第7条第1項第8号 ・規則第14条	

(※)根拠規定

法：高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)、規則：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号)